

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<p>I 現状</p> <p>(1) 地域の災害リスク</p> <p>(洪水:ハザードマップ)</p> <p>当市の河川の上流地区は、山岳の傾斜が急で川幅が狭いため、大雨になると下流に洪水の被害をもたらす、河口に当たる海岸沿いにおいては、満潮時に重なると浸水の危険性がある。</p> <p>当市の志佐川洪水ハザードマップによると、浸水想定河川として、志佐川の氾濫による影響が最も大きいと想定され、松浦商工会議所が立地する市街地地域においては、3mを超える浸水が想定されている。</p> <p>また、狸岩池(ため池)ハザードマップによると、大雨などによる災害で、ため池が決壊した場合に影響が最も大きいと想定され、松浦市福鷹商工会の管轄である一部の商店においては、約 1mを超える浸水が想定される。</p> <p>(土砂災害:ハザードマップ)</p> <p>当市は、急傾斜地や地すべり危険箇所、土石流危険箇所等の災害危険箇所が多く分布しているため集中豪雨の際には災害が各地で発生している。</p> <p>当市の土砂災害ハザードマップによると、周囲にはたくさんの山々が存在し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が記され、地すべり、山崩れなどの土砂災害が想定されている。</p> <p>(地震:J-SHIS)</p> <p>当市は、過去に大きな地震の被害を受けた記録はないが、平成 17 年の福岡県西方沖地震、平成 28 年の熊本地震による影響で、長崎県北部は震度4を観測するなど、これまで想定されていなかった地域で一連の地震活動が相次いでいるため、沿岸に位置する当市は、常に津波に対して注意が必要である。</p> <p>地震ハザードステーションJ-SHISの防災地図によると、震度 5 弱以上の地震が今後 30 年間で39. 3%の確率で発生するとされている。</p> <p>(原子力災害)</p> <p>当市は、玄海原子力発電所から半径30km圏内に市内全域が入っており、鷹島地区は、半径10km圏内に入っており、万が一の災害に際し、市民の身体、生命、財産を守るための対策が必要とされる。当市では、「松浦市地域防災計画(原子力災害対策編)」を策定しており、原子力災害に対する備えや、万一、玄海原子力発電所で何らかの事故が発生した場合の対策と指針を定めている。また、「松浦市原子力防災輸送計画」において、住人の避難に関する輸送について計画している。</p> <p>(感染症)</p> <p>感染症は、社会生活において甚大な影響を及ぼすが、インフルエンザウイルスは、数年に一度新型が出現しており、流行すると事業経営がストップする危険がある。また、令和2年に国内全域で感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、直接的な被害だけでなく感染予防のための活動自粛等によって地域経済は、大打撃を受けている。</p> <p>当市は、平成26年12月に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた「松浦市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しており、新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省が推奨する「新しい生活様式の実践例」等を市のホームページ等により市民へ周知するといったその時流行している感染症の特性に合わせた感染予防・消毒などの対策を講じている。</p>

(その他)

令和元年8月26日～29日の大雨(4日間の総雨量526.5mm)では、志佐町不老山(市道1路線)の地すべり(幅約90m・長さ約250m)、今福町浜ノ脇地区(市道3路線)の地すべり(幅約90m・長さ約75m:住家2棟、非住家6棟が一部損壊)が発生している。

(2) 商工業者の状況 (令和2年4月1日現在)

1) 松浦市福鷹商工会地区(旧福島町、旧鷹島町)

- ・商工業者等数 205人
- ・小規模事業者数 187人

【内訳】

業種		商工業者等数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	36	35	地区内に広く分散
	製造業	14	13	〃
	卸小売業	79	78	地区内中心部に立地
	宿泊・飲食業	20	20	地区内中心部、阿翁浦地区
	サービス業・その他	56	41	地区内に広く分散
合計		205	187	

2) 松浦商工会議所地区(旧松浦市)

- ・商工業者数 987人
- ・小規模事業者数 756人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	105	88	市内に広く分散
	製造業	74	53	志佐・調川地区
	卸小売業	316	278	4町に分かれて散布
	宿泊・飲食業	133	111	志佐地区に全体の7割
	サービス業・その他	359	226	市内に広く分散
合計		987	756	

(3) これまでの取組

1) 松浦市の取組

- ・地域防災計画(基本計画、震災、原子力災害、輸送計画)の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 松浦市福鷹商工会の取組

- ・商工会危機管理マニュアルの策定(毎年更新)
- ・事業所BCPに関する施策の周知
- ・職員のBCPセミナーの参加によるスキルアップ
- ・防災備品の備蓄

3) 松浦商工会議所の取組

- ・令和3年1月4日松浦商工会議所感染症対策マニュアルの策定
- ・商工会議所危機管理マニュアルの策定中
- ・事業所BCPに関する施策の周知
- ・職員のBCPセミナーの参加によるスキルアップ
- ・防災備品の備蓄

II 課題

当市の商工業者は、松浦商工会議所地区(旧松浦市)と松浦市福鷹商工会地区(旧福島町と旧鷹島町)に広範囲に分散しており、商工会議所地区と商工会地区間の陸路往来は、旧福島町へは佐賀県伊万里市、旧鷹島町へは佐賀県伊万里市・唐津市を経由しなければならない、現状では、防災・減災に関する取組についての連携体制が確立できていない。また、当該商工業者の災害対策を進める上で、対策方法や連携手段など情報が不足している状況にあり、緊急時の取組についても漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分におらず、保険・共済に対する助言を行える商工会・商工会議所職員が不足しているなど課題が多い。

今後は、商工業者の災害対策を図る上には、防災ガイドブックの作成や研修会・セミナーの開催をはじめ、必要に応じて専門家派遣等を活用し、情報提供及びノウハウの提供を行っていくことが求められている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、BCP 策定のためのセミナーを年1回以上開催する。また、浸水地域並びに土砂災害警戒区域の事業者を優先し、商工会議所地区は5件以上、商工会地区は2件以上のBCP策定支援を行っていく。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、松浦市福鷹商工会、松浦商工会議所、松浦市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 3年 4月 1日～令和 8年 3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

松浦市福鷹商工会、松浦商工会議所、松浦市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・事業継続力強化支援計画を松浦市福鷹商工会・松浦商工会議所と松浦市が共有し、連携した支援体制を確立することにより、発災時に混乱なく、応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP(即時に取扱可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 松浦市福鷹商工会、松浦商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・松浦市福鷹商工会は、事業継続計画に相当する令和2年度危機管理マニュアルを策定している。
- ・松浦商工会議所は、令和3年度中に事業継続計画策定予定。

3) 関係団体等との連携

- ・長崎県火災共済協同組合をはじめ各損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認を行う(年1回実施)。
- ・(仮称)松浦市事業継続力強化支援協議会(構成員:松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会、松浦市、金融機関、外部有識者)を開催(幹事事務局:松浦商工会議所)し、本計画に係る状況確認や改善等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード6の地震)が発生したと仮定し、松浦市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を松浦市福鷹商工会、松浦商工会議所、松浦市で共有する。
- ・当市独自の災害掲示板サイトを松浦商工会議所内に立ち上げ情報の共有を図る。

2) 応急対策の方針決定

- ・松浦市福鷹商工会、松浦商工会議所、松浦市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

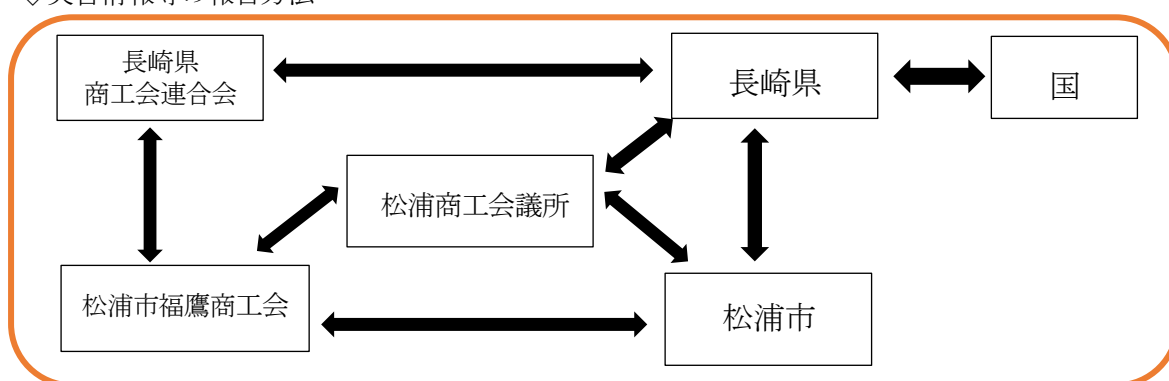
本計画により、松浦市福鷹商工会、松浦商工会議所、松浦市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回連絡する
1週間～2週間	1日に2回連絡する
2週間～1ヶ月	1日に1回連絡する
1ヶ月以降	2日に1回連絡する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、松浦市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める。
- ・松浦市福鷹商工会、松浦商工会議所、松浦市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・松浦市福鷹商工会、松浦商工会議所、松浦市が共有した情報を、長崎県が指定する方法(「長崎県における中小企業関係被害状況報告について(通知)」令和元年8月28日付31産政第79号)にて、松浦市から長崎県(長崎県県北振興局)へ報告するほか、別途指示があった方法にて、松浦市福鷹商工会は、長崎県商工会連合会に報告する。

◇災害情報等の報告方法



◇被害状況報告の内容

項目	内容
事業所名	被害を受けた事業所の名称
所在地	被害を受けた事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の状況(全壊・半壊等) ・浸水の状況(床上、床下) ・機械設備の状況 ・製品、商品等の状況
被害額	項目別(建物、機械設備、製品・商品、その他)

※感染症の流行の場合は、松浦市をはじめ、国、長崎県、関係機関等と対策の方針等について情報の共有を図る。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、松浦市と相談する。(松浦市福鷹商工会・松浦商工会議所は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や長崎県、松浦市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ

周知する。

- ・感染症の流行により、事業活動に影響を受け、または影響を受ける恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした支援策を講じるため相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

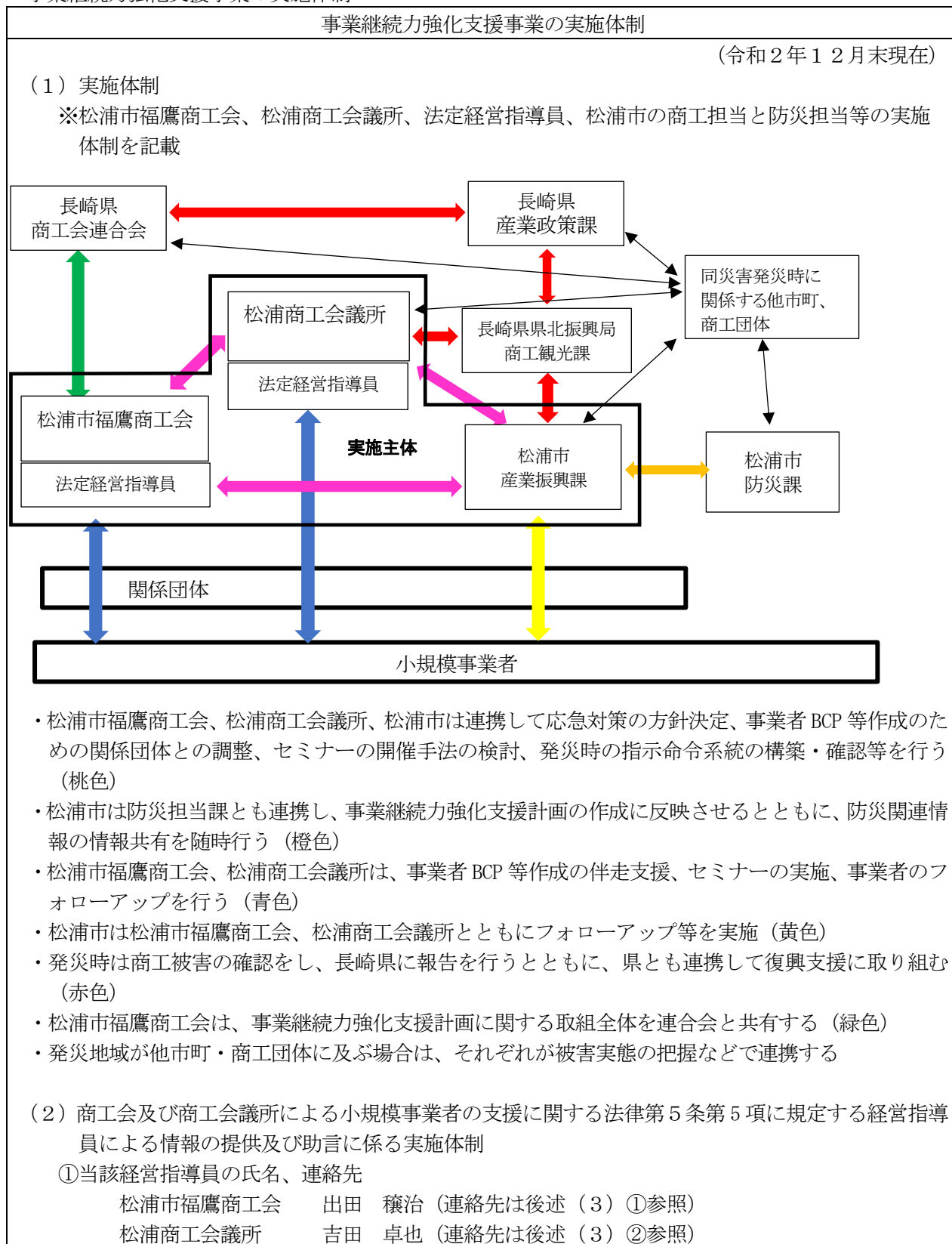
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①松浦市福鷹商工会

松浦市福鷹商工会 経営支援課

〒848-0403 長崎県松浦市福島町塩浜免679番地

TEL： 0955-47-2152 / FAX：0955-47-3273

E-mail： fukutaka@shokokai-nagasaki.or.jp

②松浦商工会議所

松浦商工会議所 中小企業相談所

〒859-4501 長崎県松浦市志佐町浦免1807番地

TEL： 0956-72-2151 / FAX：0956-72-0199

E-mail： mcci@e-matsuura.jp

③松浦市

松浦市役所 産業振興課

〒859-4598 長崎県松浦市志佐町里免365番地

TEL： 0956-72-1111 / FAX：0956-72-2292

E-mail： sangyou@city.matsuura.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・専門家派遣	150	150	150	150	150
・協議会運営費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作成費	200	200	200	200	200

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、長崎県補助金、松浦市補助金 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等